

ロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業

委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託するロボット・ドローンの社会実装に向けたユースケースの創出事業（以下「本事業」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第1 本事業の目的

以下の目的を達成するため、本事業を実施する。

1 社会実装

甲は平成27年度から【チャレンジふくしま「ロボット産業革命の地」創出事業】を実施し、ロボット産業の知見や基盤を集積・振興しているところである。これにより県産のロボット・ドローン（以下「ロボット等」という。）の製品化が進む中、急激な人口減少や高齢化を始めとする様々な社会課題に対応するためにも、ロボット等を活用した身近なサービスへの投入が求められている。そこで本事業では持続可能であり、現実的に社会実装できる実サービスを想定した新規性のあるユースケースを創出するとともに、県内ロボット産業の振興を目的とする。

2 さらなる知見集積

身近なサービスへのロボット等の活用について、技術的な課題（様々な気象条件への対応、長時間・長距離の飛行等）や営利上の課題（人件費、輸送コスト等）など課題が山積している状況である。

そのため、福島イノベーション・コースト構想に基づき整備された陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点である福島ロボットテストフィールドを核として、ロボット等の関連産業の集積に取り組んでいるところであるが、上述した課題の一つである低温・降雪環境におけるロボット等の実証が困難である。そこで寒冷地フィールドとして選定した旧檜沢中学校等の所在する南会津町の物流ニーズも踏まえ、ドローンの物流サービスの実証を通して、寒冷地フィールドの活用促進、寒冷地における安全性等の知見集積、さらには当該地域での社会実装を目的とする。

3 成果の県内への波及

実証の成果を広く共有することは多くの方々にロボット等の活用例を知ってもらう、あるいは、気づいてもらうことにつながるため、ロボット等の社会実装を実現するうえで重要である。

また、実証の結果を踏まえ、その課題を共有することでロボット等が抱える様々な課題を克服していくことにつながる。

そこで情報の横展開を図ることで、ロボット等の社会実装を後押しし、また、その成果を県内に波及させていくことを目的とする。

第2 本事業の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

第3 実施場所

本事業では以下の業務1及び業務2を実施する。

業務1：福島県内

業務2：南会津町 旧檜沢中学校（福島県南会津郡南会津町福米沢字大田1340-1）及び同町内（以下「旧檜沢中学校周辺」という。）

第4 業務の内容

1 ユースケース（ビジネスモデル）創出（業務1）

（1）社会実装を見据えたユースケース（事業モデル）の設計

ア 実証実験の実施を予定する地域の地元住民や地元企業等のニーズを踏まえ、事業モデルを具体的に設計すること。設計にあたっては、社会実装時の実サービスを想定したものとすること。また、設計した事業モデルの評価方法も併せて設計すること（定量的な評価方法が望ましい）。

イ 実証地域及び実証実験の実施場所（以下「実証地域等」という。）を検討し、甲乙及び関係自治体その他関係団体（以下「関係自治体等」という。）と協議の上、決定すること。

ウ 実証地域等の決定にあたって、乙はあらかじめ実証地域等の地形状況や電波状況その他実証実験に際し必要となる調査を実施すること。調査の結果、電波状況が不良であったり、その他調査事項に懸念等があれば、対策を講じるか、別の実証地域等を検討すること。

エ 事業遂行に十分な実施体制を構築すること。

（2）実証実験にあたっての準備

ア 実証地域等の自治体、事業者との連絡調整及び地元住民や地元事業者等への説明を実施し、実証実験の理解醸成に努めること。

イ 航空法や電波法等、実証実験にあたり必要となる関係法令の許認可等の手続きを適切に行うこと。

ウ 実証実験に必要な資機材、サービス等を開発もしくは調達すること。

エ 実証実験で生じた第三者への損害を補填するため、賠償責任保険に加入すること。

（3）実サービスを想定した実証実験の実施

ア 実証実験にあたっては実証地域等で実際に運用されるサービスを想定し、適切な安全対策を講じること。

イ 課題抽出等を可能とするため、実証にあたって、十分な期間、回数を確認すること。なお、実施日については甲乙及び関係自治体等と協議の上、決定すること。

ウ 実証実験は公開とし、多くの住民や県内事業者等が見学できるよう配慮すること。あわせて、報道関係者の見学も可能とすること。

（4）実証実験の評価

ア 実証実験を踏まえ、社会実装時の持続可能性、採算性や課題について評価すること。

イ 地元住民や地元事業者等からの反応・反響についてまとめること。

2 南会津町ドローン物流実証（業務2）

（1）社会実装を見据えたドローン物流の事業モデルの設計

ア ドローンを利用した物流事業モデルを具体的に設計すること。

イ 事業モデルの設計にあたっては、レベル3飛行以上の運用及び社会実装時の実サービスを想定したものとすること。

ウ 事業モデルの効果検証方法を設計すること（定量的な検証方法が望ましい）。また、旧檜沢中学校周辺は寒冷地フィールドであるため、低温環境や降雪環境におけるドローンの動作安定性等の評価方法も併せて設計すること（定量的な評価方法とすること）。

エ ドローンの飛行計画を検討し、甲乙及び関係自治体等と協議の上、決定すること。

オ 飛行計画の決定にあたって、乙はあらかじめ旧檜沢中学校周辺の地形状況や電波状況その他飛行に際し必要となる調査を実施すること。調査の結果、電波状況が不良であったり、その他調査事項に懸念等があれば、対策を講じるか、別の飛行計画を検討すること。

（2）実証実験にあたっての準備

- ア 旧檜沢中学校周辺の関係自治体、事業者との連絡調整及び地元住民や地元事業者等への説明を実施し、実証実験の理解醸成に努めること。
 - イ 航空法や電波法等、実証実験にあたり必要となる関係法令の許認可等の手続きを適切に行うこと。
 - ウ 実証実験に必要な資機材、サービス等を開発もしくは調達すること。
 - エ 実証実験で生じた第三者への損害を補填するため、賠償責任保険に加入すること。
- (3) 実サービスを想定した実証実験の実施
- ア 実証実験にあたってはその地域で実際に運用されるサービスを想定し、ドローンの飛行レベルに応じた適切な安全対策を講じること。
 - イ 課題抽出等を可能とするため、実証にあたって、十分な期間、回数を確保すること。ただし、冬季（12月～1月とする）及び冬季以外で少なくとも1回ずつ実証実験を実施すること。実施日については甲乙及び関係自治体等と協議の上、決定する。
 - ウ 実証実験は公開とし、多くの住民や県内事業者等が見学できるよう配慮すること。あわせて、報道関係者の見学も可能とすること。
- (4) 実証実験の評価
- ア 実証実験を踏まえ、社会実装時の持続可能性、採算性や課題について評価すること。
 - イ 低温環境や降雪環境におけるドローンの動作安定性について評価し、課題を検討すること。
 - ウ 地元住民や地元事業者等からの反応・反響についてまとめること。
- 3 成果発表会（業務1、業務2共通）
- (1) 県民、事業者（県外も含む）、報道関係者等に向けた本事業の成果発表会を2月に実施する。具体的な実施日については甲乙協議して定める。
 - (2) 本事業の委託業者すべてが参加することとし、業務の成果（業務内容、評価結果等）を発表するものとする。発表にあたっては第1の3にあるとおり、ロボット等の活用例を示し、実証の成果を県内に波及させていくものであることに留意して準備すること。発表順等の当日スケジュールについては甲乙協議して定める。
 - (3) 発表資料については事前にpptx形式にて甲に提供すること。また、発表資料について甲から指示があった場合は協議の上、修正等の対応をすること。

第5 統括責任者の設置

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を統括責任者として設置しなければならない。なお、統括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

第6 受託者の責務

1 事業費の適正執行

乙は、本業務の実施に当たり、当該事業費が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、適正に執行されるよう努めなければならない。

2 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、乙が責任を持って対応すること。

3 信用失墜行為の禁止

乙は、本業務の実施に当たり、法令違反等の甲の信用を失墜する行為を行ってはならない。

4 個人情報の取り扱い

乙は、本業務の実施時または実施終了後において、本業務の実施により知り得た個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うこととする。

5 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

第7 業務報告

乙は、本業務の遂行にあたり、本業務の着手及び完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- (3) 委託業務実績報告書（別記第3号様式）

第8 委託料の概算払等

委託契約書第12条第5項に定める委託料概算払請求書については、別記第4号様式のとおりとする。

また、委託契約書第12条第1項に定める委託料の額の確定通知により、支払残額を請求しようとするときは、別記第5号様式によるものとする。

なお、委託料については、実績報告に基づいて精算手続を行う。

第9 暴力団排除条項を確認するための書類

委託契約書第13条第1項第3号を確認するため、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（別記第6号様式）
- (2) 役員一覧（別記第7号様式）

第10 その他

1 本仕様に定めのない事項等

乙は本業務の遂行にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、甲と協議の上、決定するものとする。

2 留意事項

- (1) 本業務により作成した各種成果物等の権利は全て甲に帰属する。
- (2) 上記(1)の成果物等は、甲がホームページ、ポスターやパンフレット等への掲載、また甲が許可した広報媒体において二次使用等を行う場合がある。なお、甲が二次使用するにあたり、乙は第三者の有する著作権その他権利を侵害することがないように、必要な許諾を得るものとする。
- (3) 本業務に係る書類の整備・保管
 - ア 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区別すること。
 - イ 本業務の実施にあたっては、次の会計関係書類等を整備し、適切な業務運営を図ること。
 - (ア) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類
 - (イ) 本業務に従事するスタッフの労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係書類
 - (ウ) その他、本業務に係る関係書類（支出関係の信憑書類等）

ウ 本業務終了年度の翌年度から5年間保管すること。

- (4) 本業務に関連し、乙の故意又は過失など乙の責により、甲に損害が生じた場合は、乙は甲に対してその損害を賠償しなければならない。
- (5) 乙は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上で行うこととする。
- (6) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行う。

別記第1号様式（仕様書第7（1）関係）

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名
- 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 履行期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和7年3月31日

別記第2号様式（仕様書第7（2）関係）

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、報告します。

記

1 業務名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 履行期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和7年3月31日

福島県知事様

受託者 住所
商号又は名称
代表者

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、下記のとおり実施しましたので、委託契約書第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 業務名
- 2 業務実績等
- 3 業務期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和7年3月31日
- 4 収支決算書

福島県知事様

受託者 住所
商号又は名称
代表者

業務委託料概算払請求書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第12条第5項の規定により、金 円を概算払により請求します。

記

- 1 委託業務の名称
- 2 業務委託料の額 (A) 金 円
- 3 受領済額 (B) 金 円
- 4 今回請求額 (C) 金 円
- 5 残額 (A - B - C) 金 円
- 6 今回請求額の内訳
別紙「内訳書」のとおり
- 7 概算払が必要な理由
別紙「理由書」のとおり

振込先 金融機関
口座種別
口座番号
口座名義人

別記第5号様式（仕様書第8関係）

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
商号又は名称
代表者

業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、委託契約書第12条第1項の規定により、金 円を請求します。

記

- | | | |
|--------------|----------|-----------------------|
| 1 委託業務の名称 | | |
| 2 業務委託料の額（A） | 金 | 円 |
| 3 受領済額（B） | 金 | 円 |
| 4 今回請求額（C） | 金 | 円 |
| 5 残額（A－B－C） | 金 | 円 |
| 6 委託業務期間 | 着手
完了 | 令和 年 月 日
令和7年3月31日 |

振込先 金融機関
口座種別
口座番号
口座名義人

別記第6号様式（仕様書第9（1）関係）

暴力団排除に関する誓約書

福島県知事 様

私及び参画機関は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、**業務名**の委託契約を解除されても意義を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- 1 貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6) 次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること
- 2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴県の信用を棄損し、又は貴県の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 上記2（1）～（5）の行為があった場合は、法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名
又は個人事業主の氏名



